

自立支援医療費（精神通院）を申請される方へ

雲仙市：R6.12.2～

申請書の提出の際には、下記のものが必要です。
また、所得審査を行うため、税申告が必須となります。

□ 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書

医療機関・薬局・訪問看護等の正式名称、住所、電話番号の記載が必要です。

□ 医師の診断書（精神通院医療用）

※県知事の指定を受けた医療機関の医師が記載したもの。

医療機関にも診断書様式がある場合があります。

□ 「重度かつ継続」に関する意見書

※医師が必要と判断した方のみ。診断書に記載欄がある場合もあります。

□ 雲仙市：同意書及び収入状況届（精神通院用）

※同意は、申請者及び保険確認が必要な方の分です。申請年1月に雲仙市に住所がない方（転入者等）は、1月1日時点の住所地の記載も必要です。

□ マイナンバー（申請者及び保険証の確認が必要な方の分）

- ・個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票（写）等
- ・申請者の身元確認ができるもの（免許証等）

※代理人の場合は、代理人の身元が確認できるものが必要です。

□ 保険証の情報がわかる書類（持参書類は、裏面をご確認ください）

受診者の健康保険証	申請書記載・提示対象者 (保険者情報・マイナンバー情報持参)
国民健康保険（自治体の国保、医師国保、建設国保、文芸国保等）	申請者及び国保の同じ世帯全員分
後期高齢者医療	申請者及び同じ世帯の後期高齢者医療の方全員分
被用者保険等 (協会けんぽ、共済組合等)	受診者が被保険者本人…受診者分のみ 受診者が被保険者の家族（扶養） …被保険者本人と受診者分

□ 年金証書又は年金振込通知書

※障害年金や遺族年金等を受給している方のみ。

なお、特別児童扶養手当、特別障害者手当なども収入として、審査します。

●申請書提出後、県の機関でその可否を判定されます。判定結果がわかるまでにおおよそ1～2か月かかります。診断書の不備や判定に時間を要するものは、更に長くかかる場合があります。

●承認された場合の**承認日**は、申請書を、雲仙市役所へ**提出した日**となります。

●申請書の提出先は、雲仙市役所 福祉課、各総合支所・総合窓口課です。

お問合せ先 雲仙市役所（雲仙市福祉事務所） 福祉課 障がい班
電話 0957-47-7871
住所 〒854-0492 雲仙市千々石町戊582番地

自立支援医療費（精神通院）について

雲仙市：R6.12.2～

【自立支援医療費支給認定とは】

自立支援医療費（精神通院）制度は、精神疾患で医療機関に通院した際に、かかった医療費の一部を公費（長崎県）で負担し、医療費の自己負担を軽減するものです。

自立支援医療費申請をし、決定・認定を受けると、長崎県から「自立支援医療受給者証（精神通院）」が交付されます。この自立支援医療受給者証を指定された医療機関の窓口に表示することにより、自己負担額が保険診療分の10%（自己負担額には、軽減措置として、世帯の所得状況・年金等の受給状況に応じて1か月の負担上限額が決定）になります。

世帯の所得状況		重度かつ継続	所得区分	上限額
生活保護受給			生活保護	0円
市民税非課税世帯	申請するご本人の年収80万円未満		低所得1	2,500円
	申請するご本人の年収80万円以上		低所得2	5,000円
市民税課税世帯	市町村民税額（所得割額） 3万3千円未満	「該当」	中間1	5,000円
		「非該当」		医療保険の上限額
	市町村民税額（所得割額） 3万3千円以上～23万5千円未満	「該当」	中間2	10,000円
		「非該当」		医療保険の上限額
	市町村民税額（所得割額） 23万5千円以上	「該当」	一定所得以上	20,000円
		「非該当」		自立支援医療制度の対象外

【受給者証の有効期間】

受給者証の有効期間は、1年間です。継続して自立支援医療（精神通院）制度の利用を希望される方は、有効期限が切れる3か月前から受給者証の更新手続きを行うことができます。（1年目…指定医療機関の診断書が必要、2年目…診断書添付省略可）

更新手続きを希望される方は、医療機関へ更新対象であるかご相談の上、申請願います。

※市役所からの更新案内はありません。なお、有効期限が切れると更新手続きはできず、新規申請となります。（手帳用診断書による同時申請など不明なことはお問い合わせください。）

～マイナ保険証施行に伴う自立支援医療（精神通院）の手続きについて～

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により令和6年12月2日以降、新たに健康保険証が発行されなくなることから、自立支援医療（精神通院）の支給認定手続きに係る被保険者情報の確認（以下「資格確認」という）について、下記のとおりとします。

※市役所窓口には、自立支援医療用のマイナンバーカードの読み取り機械がありませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○健康保険証の原本がある場合（令和7年12月1日まで有効期限内のもの）

従来どおり健康保険証の原本、または写しをご持参ください。

○マイナ保険証利用、または健康保険証の原本がない場合

下記のいずれかを、ご持参ください。

1. 加入する医療保険の保険者から交付される「資格確認書」（マイナ保険証利用無し）
2. 加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」
3. ご自身のスマートフォンでマイナポータルにログインし、医療保険情報の画面を印刷したもの

※郵送提出の場合は、上記の写しを添付提出してください。